

豊寿苑居宅介護支援事業所（居宅介護支援）

【重要事項説明書別紙】

（令和7年7月1日現在）

1 利用料金

※ 介護保険適用となる場合には、利用料の支払いは生じません。
(全額介護保険により負担されます。)

① 基本料金（居宅介護支援費）

| 区分・要介護度 | | 基本単位 (1月につき) | 利用料 |
|--------------------|---|-----------------|----------------|
| 居宅介護 支援費 (Ⅰ) | (i)介護支援専門員1人あたりの利用者数が45未満 又は45以上である場合においての、45未満の部分 | 要介護1・2 | 1086単位 10,860円 |
| | | 要介護3・4・5 | 1411単位 14,110円 |
| | (ii)介護支援専門員1人あたりの利用者数が45以上 である場合においての、45以上60未満の部分 | 要介護1・2 | 544単位 5,440円 |
| | | 要介護3・4・5 | 704単位 7,040円 |
| | (iii)介護支援専門員1人あたりの利用者数が45以上 である場合においての60以上の部分 | 要介護1・2 | 326単位 3,260円 |
| | | 要介護3・4・5 | 422単位 4,220円 |
| 特定事業所加算（Ⅲ） | 主任ケアマネージャーの配置や、24時間対応体制、会議・研修の実施など定められた基準を満たしていることによる加算 | 323単位 | 3,230円 |

※ 居宅介護支援費(Ⅰ)で、取扱件数が45以上の場合は、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費(Ⅰ)の(ii)又は(iii)を算定します。

※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より2,000円減額となります。

② 加算料金

※ 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

| 加算項目 | 基本単位 | 利用料 | 算定回数等 |
|---------------|-------|--------|--|
| ・初回加算 | 300単位 | 3,000円 | 新規に居宅サービス計画を作成する場合 |
| ・入院時情報連携加算（Ⅰ） | 250単位 | 2,500円 | 利用者が病院又は診療所に入院してから入院した日のうちに、必要な情報提供を行った場合（1月につき） |
| ・入院時情報連携加算（Ⅱ） | 200単位 | 2,000円 | 利用者が病院又は診療所に入院してから翌日又は翌々日に、必要な情報提供を行った場合（1月につき） |
| ・退院・退所加算（Ⅰ）イ | 450単位 | 4,500円 | 病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合（入院又は入所期間中1回を限度） |
| ・退院・退所加算（Ⅰ）ロ | 600単位 | 6,000円 | 病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた場合（入院又は入所期間中1回を限度） |
| ・退院・退所加算（Ⅱ）イ | 600単位 | 6,000円 | 病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けた場合（入院又は入所期間中1回を限度） |
| ・退院・退所加算（Ⅱ）ロ | 750単位 | 7,500円 | 病院職員等から必要な情報の提供を2回（うち1回以上はカンファレンスによる）受けた場合（入院又は入所期間中1回を限度） |

| | | | |
|-------------|-------|--------|--|
| ・退院・退所加算（Ⅲ） | 900単位 | 9,000円 | 病院職員等から必要な情報の提供を3回以上（うち1回以上はカンファレンスによる）受けた場合（入院又は入所期間中1回を限度） |
| ・通院時情報連携加算 | 50単位 | 500円 | 利用者の通院に同行し、医療と介護の連携をした場合（1月に1回） |

②その他の利用料

| 項目 | 内容 |
|------------------------|--|
| 通常の事業の実施地域を 超えて行う事業 | 通常の事業の実施地域（下関市豊浦町）を越えて行う場合 通常実施区域を越えてから5キロメートルまで 500円 以降 1キロメートルごとに 100円加算 |

2 非常災害対策担当者（防火管理者）

| | | |
|-------------|--------------|-------|
| 災害対策に関する担当者 | 特別養護老人ホーム施設長 | 柴田 浩之 |
|-------------|--------------|-------|

3 サービス提供に関する相談、苦情について

| | | |
|---------|--|-------|
| 苦情解決責任者 | 特別養護老人ホーム豊寿苑 施設長 | 柴田 浩之 |
| 苦情受付担当者 | 管理者 | 山野 紀子 |
| 第三者委員 | 網田 道雄 連絡先：豊浦町吉永 TEL 083-772-3834 森脇 宏 連絡先：豊浦町小串 TEL 083-772-2785 窪田 都田恵 連絡先：豊浦町黒井 TEL 083-772-2474 | |
| 市町村の窓口 | 名 称 下関市福祉部介護保険課事業者係 所 在 地 下関市南部町1番1号 電話番号 083-231-1371 (f a x 083-231-2743) 受付時間 9:00~17:15 (土日祝は休み) | |
| 公的団体の窓口 | 名 称 山口県国民健康保険団体連合会 所 在 地 山口市朝田1980番地7 国保会館 電話番号 083-995-1010 (f a x 083-934-3665) 受付時間 9:00~17:00 (土日祝は休み) 名 称 福祉サービス運営適正化委員会（県社協内） 所 在 地 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館 電話番号 083-924-2837 (f a x 083-924-2793) 受付時間 8:30~17:00 (土日祝は休み) | |

5 虐待の防止に関する責任者及び担当者

| | | |
|---------|------------------|-------|
| 虐待防止責任者 | 特別養護老人ホーム豊寿苑 施設長 | 柴田 浩之 |
| 虐待防止担当者 | 管理者 | 山野 紀子 |